


監査報告書

平成28年5月17日

学校法人 峯徳学園
理事会 御中

学校法人 峯徳学園

監事 相上 昭彦 

監事 河西 忠也 

私は、学校法人 峯徳学園の監事として、私立学校法第37条第3項の規定に基づいて、同学園の業務及び平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における計算書類「資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに付属明細書（基本金明細書、固定資産明細書、借入金明細書）」について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また上記の計算書類は、学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠して、学校法人 峯徳学園の平成28年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。